

# 三位一体の改革による住民税率のフラット化 に関する決議

現在、国の地方に対する国庫補助負担金の削減と税源移譲、地方交付税の改革を同時に行う「三位一体の改革」が進められている。その内容は、平成18年度までに4兆円の国庫補助負担金を削減し、3兆円の税源を地方に移譲することで、国の地方に対する関与を縮減し、地方の自主性・主体性を高めるものであり、成し遂げなければならない地方分権改革と言われている。

この国から地方への税源移譲の手法として、現行、都道府県民税、区市町村民税あわせて、5%、10%、13%の3段階の累進課税となっている住民税所得割を、一律10%の税率にフラット化することが検討されている。

確かに、全国ベースでは、住民税所得割を一律10%の税率にフラット化することで、地方の住民税額は全体で3兆円の増収と見込まれるが、個々の自治体で見ると、納税者の所得状況が異なるため、必ずしも増収とはならない。

千代田区においては、仮に、都民税4%、区民税6%で住民税率のフラット化が実施された場合は、税源移譲どころか、住民税収入の約20%、金額にして約20億円もの減収となることが予想される状況となっている。これは、国庫補助負担金の削減とあいまって、二重の減収となるものである。さらに、特別区は地方交付税制度が直接適用されておらず、国からの財源保障は何らなされない。これでは、区民の日常生活を支える基礎的自治体である本区の税財政基盤を根幹から揺るがす事態となることも懸念される。

よって、千代田区議会は、「三位一体の改革」による地方への負担転嫁をすることのないよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成17年12月 9日

千代田区議会